

令和5年度 第2回
「江東区地域自立支援協議会」
議 事 録

1 日 時 令和6年3月11日（月） 午後1時30分～午後3時00分

2 場 所 江東区文化センター6階 第1～3会議室

3 出席者 里村 恵子 久保 雅美 鳥澤 剛 和田 努
田村 康二郎 石井 公子 平松 謙一 佐藤 ゆき子
高井 伸一 肥田 淳 青柳 浩二 岡田 芳久
北村 恵子 山口 浩

4 会議次第

1 開会

2 議事

- 議事1 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（案）について
- 議事2 障害者差別解消法の実績報告について
- 議事3 指定特定相談支援事業について
- 議事4 専門部会からの報告について
- 議事5 その他

5 資 料

- 資料1 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（案）
- 資料2 令和5年度障害者差別解消法受付台帳
- 資料3 指定特定相談支援事業について
- 資料4 専門部会からの報告
- 資料5 令和6年度江東区予算案～主な事業の紹介～（抜粋）
- 資料6 障害者グループホームの整備について
- 資料7 障害者総合支援法改正に伴う江東区地域自立支援協議会の運営について

参考1 計画（案）からの変更点について

参考2 令和5年度江東区地域自立支援協議会委員名簿

6 傍 聴 0名

7 会議内容

〔 開 会 〕 午後1時30分

【小林障害者施策課長】 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第2回江東区地域自立支援協議会を開会いたします。

本日は、委員の皆様、御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は障害者施策課長の小林と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

なお、本日は災害に備えた防災訓練の一環といたしまして、職員が防災服を着て執務しております。趣旨を御理解いただきますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。では、ここから着座にて進めさせていただきます。

本日は、事前に送付しております資料1から7、参考資料により御説明いたします。お手元に資料一式あるかと思ひます。1から7、それから参考資料、こちらがあるかどうか、御確認いただければと思ひます。もしお手元にそろっていない方は、恐れ入りますが事務局まで教えていただければと思ひます。大丈夫でしょうか。

あと、本日の終了予定時刻ですけれども、午後3時となっております。協議会の運営に当たり、御理解、御協力のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

なお、本日は、伊藤委員、田村委員、油井委員、吉川委員、木内委員より御欠席の連絡をいただいております。

それでは、この後の議事進行につきましては、里村会長にお願ひしたいと存じます。会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

2 議事

【里村会長】 それでは、議事に入ります前に、会議の公開について、事務局から説明をお願ひします。

【小林障害者施策課長】 会議の公開につきましては、一般傍聴を募集いたしましたけれども、傍聴希望者はいらっしゃいませんでした。

当協議会は、議事録の作成のため録音させていただいております。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、御発言の際はお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

議事録につきましては、作成後、ホームページやこうとう情報ステーションで公開する予定となっております。

以上です。

議事（１）障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（案）について

【里村会長】 それでは、ただいまより議事に入ります。

議事１、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

【小林障害者施策課長】 では、議事の１つ目になります。障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（案）について御説明いたします。

計画案につきましては、１月に地域自立支援協議会の委員の皆様へ、書面にて意見照会をさせていただきました。特に委員の皆様からの御意見はなかった状況でございます。その後、２月２６日になりますが、第４回計画等推進協議会を開催いたしまして、協議会での審議を経た最終案が区に報告されたところでございます。本日お手元にお配りしている計画案につきましては、その報告された案となっております。

まず、お手元の資料の中で、参考１とある資料を御覧いただければと思います。参考１で表になっているものが、前回、委員の皆様へ意見照会をさせていただいた以降、変更した点を記載させていただいております。障害者計画に掲載する事業につきまして、来年度、令和６年度に新たに実施する事業等の追加が変更点となっております。表、一番左の欄に記載のページ数につきましては、これもお手元の資料１になりますが、計画案のページ数となります。

まず、参考１の資料の１行目、計画案だと４３ページが該当いたしますが、事業者向け障害理解研修になります。本年４月に施行される障害者差別解消法の一部改正によりまして、合理的配慮の提供が義務化される事業者向けに障害理解を深める

研修を行うもので、基本目標 1、ともに支えあう地域社会の構築の施策の柱 1、共生の基盤づくりの推進の施策となっております障害理解の促進、こちらの事業として追加させていただきました。

続きまして、表の 4 行目になります。計画案でいうと 51 ページ、代筆・代読支援者派遣事業になります。こちらの事業は、視覚障害者の生活支援と社会参加を促進するため、自宅にヘルパーを派遣し代筆・代読の支援を行うもので、こちらも基本目標 1、ともに支えあう地域社会の構築の施策の柱 2、相談・コミュニケーション支援の充実の施策の一つであります情報アクセシビリティの向上の事業として追加しております。

続きまして、表の 6 行目になります。計画案でいうと 69 ページ、介護職員研修受講費・資格取得費助成です。こちらは、介護職員初任者研修受講費、介護福祉士実務者研修受講費、介護福祉士資格取得費用につきまして、令和 6 年度より障害福祉サービス事業所も助成対象事業所とするもので、こちらは基本目標の 2 つ目になります自立した生活を支える支援の充実の施策の柱 1、生活を支えるサービスの充実の施策、福祉サービスの質の向上、こちらの事業として追加しております。

続きまして、表の 8 から 10 行目、計画案でいいますと 77、78 ページの障害者作品バザー、障害者作品展、地域文化施設等による各種イベント開催です。これらの事業につきましては、既に取り組がなされてきた事業でございますが、障害者の社会参加に資する事業ということで、基本目標 3、就労と社会参加の推進の施策の柱 2、地域における社会参加の充実の施策、文化芸術・余暇活動の充実の事業として追加しております。

最後になります。表の下から 3、4 行目、計画案でいいますと 83 ページになりますが、医療的ケア児に関する事業となります。区内認可保育所職員を対象とする医療的ケア児受入れについての講演会、医療的ケア児が在籍している保育所への巡回医派遣などの事業に取り組みます。これらの事業につきましては、基本目標 4、配慮を必要とするこどもとその家族への支援の充実の施策の柱 1、ニーズを踏まえた支援の充実の施策、障害特性に応じた支援体制の充実の事業として追加しております。

今御説明させていただいた事業を新たに加えて、江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（案）として区長に報告されているところでございます。

簡単ではございますが、以上が議事1についての御説明となります。

【里村会長】 ありがとうございます。

何か御意見や御質問はあるでしょうか。

では、特にないようですので、次に進めさせていただきます。

議事（2）障害者差別解消法の実績報告について

【里村会長】 議事2、障害者差別解消法の実績報告について、事務局より説明をお願いします。

【小池施策推進係長】 障害者施策課施策推進係の小池と申します。私からは、障害者差別解消法の相談の受付状況について御報告させていただきます。

令和5年度につきましては、本日までの間に10件の御相談をいただいております。元年度8件、2年度8件、3年度17件、4年度4件と推移してきているところです。

では、資料2、令和5年度障害者差別解消法受付台帳を御覧ください。1番は知的障害者からの御相談です。医療機関を受診した際、身分証明書として愛の手帳を提示したところ、暴言を吐かれたとの御相談です。

当該医療機関に聞き取りを行いましたが、相談者の情報を伏せて行ったため、事実については確認することができませんでした。そこで、差別解消法の趣旨と発言については配慮が必要なことを御説明し、御了承いただき、終了しております。

次に、3ページをお開きください。7番は聴覚障害者からの御相談です。区健康診査において、レントゲン技師の声かけでは体を動かすことができないという理由でレントゲンの受診を断られたというものです。

区健康診査の所管課では、このような相談を想定していないところでしたが、手話通訳者が同行可能な医療機関を確認し、相談者に情報提供し、受診することができました。今後は、健康診査の案内に当たっては、手話通訳者が同行可能な検査機関を周知するとともに、同行可能な検査機関を増やしていく必要があると考えております。

その他の案件については、後ほど資料を御参照ください。

差別解消法については、令和6年4月に一部改正が施行され、これまで努力義務であった事業者の合理的配慮の提供が義務化されることとなっています。それを受

けまして、江東区では、ハローワーク様に御協力いただきながら、区内事業所に対し障害理解研修を新たに実施する予定です。そのほか、引き続き周知を図るとともに、権利擁護部会とも連携しながら、気軽で相談しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

何か御意見や御質問はあるでしょうか、お願いいたします。どうぞ。

【肥田委員】 基本的なところを聞いて恐縮なんですけれども、受付台帳に載るケースというのは、どういうケースが載るといふふうに考えるのでしょうか。

【小池施策推進係長】 障害者施策課施策推進係長の小池です。

こちらの台帳には、相談を受けたものについては全て掲載しています。令和5年度1年間で10件の相談があった、江東区に対してあった相談を全て載せている形になっております。

【里村会長】 よろしいでしょうか。

【肥田委員】 はい、ありがとうございます。

【里村会長】 ほかに何かございますか。

では、質問も出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事（3）指定特定相談支援事業について

【里村会長】 議事3、指定特定相談支援事業について、事務局より説明をお願いします。

【鴨田支援調整係長】 障害者支援課支援調整係長の鴨田と申します。私からは議事3、指定特定相談支援事業について御説明いたします。

それでは、資料3を御用意願います。まず項番1、指定特定相談支援事業所数及び相談支援専門員数の推移を御覧ください。令和5年12月末現在の事業所数、全体で30、うち障害児相談も行っている事業所数は15となっております。同じ表の3段目、相談支援専門員数の推移ですが、同じく令和5年12月末現在において、全体で68、うち障害児相談員数は33名でございます。相談支援専門員数は、やや増加しているという状況になっております。

次に、項番2、計画相談実績の推移を御覧ください。まず、障害者総合支援法に

関する障害者の計画相談の状況ですが、セルフプラン率は25.9%となっております。前年度末を2.6%下回りました。計画相談を利用する障害者の方が、少しずつですが増えているという状況がうかがえます。

次に、児童福祉法に関する障害児の計画相談の状況ですが、セルフプラン率は、表の最下段のとおり64%となっております。障害児のセルフプラン率は増加する傾向にあります。

計画相談実績の推移につきまして、説明は以上でございます。障害者、障害児とも事業者が作成するサービスの利用計画の増が引き続き課題となっているのが見えております。

次に、項番3、セルフプランにかかるアンケート調査についてです。裏面にあるかと思います別紙1とついているものを御覧ください。より適切なサービスを受けるために、セルフプランから計画相談支援への移行が望ましいところですが、事業者や相談員の限られた状況から、なかなか進んでいない状況であります。優先的に計画相談支援への移行を促す利用者を把握する必要があることから、前回の本協議会でも確認させていただいたところでございますが、区内指定相談支援事業所向けにアンケートを実施させていただきました。実施期間は昨年11月1日から30日までの間で、江東区ケア倶楽部及び郵送にて実施し、30事業者中25事業者から回答をいただきました。回答率は83.3%でございました。

集計結果でございますが、設問1、セルフプランの利用者のうち、どのような場合を優先的に計画相談支援への移行を勧めたほうがよいと考えますかです。事業者さんの約4割強は、家族のサポートがない、家族内に本人のほかに支援を要する方が存在する場合でした。

この表の中の回答要旨の中で、「単身世帯：240件」と書いてありますが、これは障害者のセルフプラン数、資料3にあります934件のうち、240件の方が単身世帯に該当するという意味になっております。この240件は、全体の計画相談作成数3,601件の約6.7%に相当します。

また、回答の3割強が特定のサービスを利用する方、複数のサービスを利用する方、上段と同じように、セルフプラン934件のうち、複数のサービスを利用している方が202件、特定のサービス、今回は居宅介護サービスを利用している方で抽出してみたんですが、357件となっております。

さらに、本人の状況として、本人の自立度が低い、それぞれ手帳1、2級、1、2度の方を所持している方の件数、644件という形でしております。これも条件で抽出をかけたという形になっています。

続きまして、下の段、設問2、セルフプランであっても、計画相談支援と同じようにサービスを受けられる状況はどのような場合ですかです。回答の7割強は、自立している方、セルフプランを希望される方、あと家族のサポートがある方で、ここに書いてある件数については、同じようにセルフプラン934件の内数となっております。その次に、特定のサービス、特に就労系など単一のサービスを利用している方でした。両設問に共通するのが、基本的にどのような状況でもセルフプランから計画相談支援に移行すべきという意見は当然ありました。

この結果を受けて、区としては、長期的に当然全てを計画相談とすることも目標ではあるのですが、当面の目標として、家族のサポートがない方、単身世帯240件と出ているところ、こちら全体の6.7%を計画相談に移行し、セルフプラン率の25.9%から、先ほど6.7%と申し上げますが、6.7%を引いた19.2%というのを目標にしていきたいと考えております。

次に、1枚目の項目4、各区における相談支援事業所に対する独自支援策についてです。別紙2となっている資料を御覧ください。項目1、各区独自の相談支援事業所に対する支援策についてです。前回の本協議会で御指摘をいただき、ほかの区はどうなっているんですかということで、相談支援事業所に対する独自の支援策の実施状況について、各区の障害者福祉部門にアンケートを実施しましたということで、台東区、品川区、中野区、中野区は障害児だけです、そして葛飾区となっております。それぞれの区の事業については、記載のとおりという形になっております。各区まちまちな補助になっております。

2番、各区の特定相談支援事業所の相談支援専門員1名当たりのサービス等利用計画作成者数の分布状況です。こちらも各区の障害者福祉部門にアンケートを実施した内容となっております。

表が載っているんですけども、表の上段はこの設問に回答があった15区の状況で、下段は江東区だけの状況となっております。専門員1名当たりの作成数が20名以下の事業所の割合は、15区では41.9%、江東区では55.2%となっております。1事業所で作成する計画数は、他区と比べて本区は少ない傾向にあると見

えます。仮に、江東区の55.2%を15区の41.9%に近づけようかとなりますと、相談支援専門員1名当たりのサービス等利用計画作成数20名以下の事業所のうち、4事業所でプラス20人、合計で80人のサービス等利用計画を作成いただくと達成できる試算、あくまでも試算となります。また、その場合、セルフプラン934件から80名を差し引いた854件となった場合に、セルフプラン率も23.7%低下することになります。あくまでも試算です。

次に、3番、江東区の予算要求の状況についてです。各区のアンケートの結果、区の置かれた状況を基に次年度の予算要求を行いました。

(1) 目的ですが、補助金を支給することにより、相談支援専門員の新規採用を促進すること。(2) の要求概要は、専従の相談支援専門員1名を採用し、かつ計画作成数が前年比40件以上増加する事業所に、年間300万を2年限定で補助するという形で予算要求いたしました。しかしながら、(3) にありますように、財政当局の判断は、別紙2の項目2にありますように、事業所によって計画作成の多いところ、すごく頑張っているところ、少ないところが散見されるという状況から、より少ない事業所に頑張ってもらい、作成数の向上を推進すべしという財政当局の判断で、次年度の予算化は見送りとなったところです。

引き続き財政当局と調整してまいります。今回のいろいろな指摘もあった状況を解消するためには、事業所の協力も不可欠となります。何とぞ御協力のほど、よろしく願いいたします。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございます。

何か御意見や御質問はあるでしょうか、お願いいたします。どうぞ。

【高井委員】 高井です。よろしく申し上げます。

説明いろいろありがとうございました。また、アンケートの結果とか、調査結果をしていただいて、本当にありがとうございます。

幾つか聞きたいことがあって、まず初めに、セルフプラン率が障害者のほうは減っているし、障害児のほうも、もっと増えているかもしれないのが微増にとどまっているので、相談支援専門員が増えているのもあると思うんですけども、増えている以上にセルフプラン率が減っているのと、増えなかったというのに何か原因があるのか、対策、何かあってそういう部分が増えているのか、効果が出ているのか

どうかを傾向として分かるのであれば教えていただきたいと思います。

あと、予算要求していただいて、本当にありがとうございます。ぜひ、2年限定ではなくて、していただくとありがたいと思うんですけども、傾向として、確かに半分以上の事業所が少ない、20人以下というのも、もともと傾向としては、ある程度把握していましたが、それよりも、40人以上とか80人以上やっているところが他区よりも傾向として多いというのは、頑張っている事業所さんがすごくあるということだと思つるので、その頑張っている事業者さんに、プラスアルファ何か支援が行き渡るとすごくいいのかなと思っていますので、引き続き、ぜひ財政的な援助があるようにしていただければなと思っています。よろしくお願ひします。

【里村会長】 では、事務局、お願いいたします。

【佐久間障害者支援課長】 障害者支援課長です。

1点目のセルフプラン率が減少している、障害児のほうは若干の微増でとどまっているところの分析とか対策はどんなものかという話なんですけれども、基本的には、計画相談につなげなければいけない方につきましては、職員のほうで計画相談の事業所のほうに、直接電話とか連絡を取らせていただいております。こういった数につながっているのかなというぐらいの認識であります。

私からは以上です。

【小林障害者施策課長】 障害者施策課の小林です。

後のほうでいただいた補助のところなんですけれども、いろいろ予算要求する中で、障害福祉部としてもいろいろ考えて、今、高井委員から御指摘いただいたみたいに、80人以上を見てくださっているところがこれだけの割合があるということ、頑張ってくださいしているところに何がしかということも考えられればというのが一方、別紙2の2の表にあるように、15区の傾向を見ていると、結局人数が増えるごとに割合がすうっと下がっていくんですけども、江東区の場合は、21人から40人のところで一旦がくっと下がって、また41から60のところで上がっていったという動き方をしているので、21人から40人のところを少し数字として上げたいなということで、今回の予算要求は組み立てたところになります。

引き続き、この辺りが何で少なくなるのかというところの要因とか、そういったところを少し見ながら、今、高井委員からあったみたいに、事業所の皆さんからす

ると、2年とは言わずにというのが実態だとは思いますが、じゃ、区として何ができるのか、ほかの22区の状況も見ながら、また分析はしていきたいなど考えているところです。

以上です。

【里村会長】 よろしいですか。

ほかにございますか。どうぞ。

【田村（満）委員代理（北村）】 児童部会の田村部会長の代理で来ております副部会長の北村と申します。

先ほど来、数多くこなしているという表現があるんですけども、相談支援というのは一人のことをじっくりやったり、いろんな関係機関と連携を取ったりすると、すごくそれで時間も労力もたくさんかかるので、適切な常勤の方が抱える人数には、ある程度限界があるというか、オーバーワークになったり、本当に数をこなすというふうになったり、どっちもよくないと思うので、その辺の中身というか、質の問題がすごく大きいと思うんですけども、そのような調査というのは、人数だけではなくて、実態把握をされているのかどうかをお聞きしてもいいでしょうか。

【里村会長】 では、事務局、お願いします。

【佐久間障害者支援課長】 障害者支援課長です。

今御指摘にありましたとおり、計画相談の中身については、その質が問われるということは重々承知しているところです。その計画相談の質が高いのかどうかの評価については、客観的に見て、一概にいい悪いと表現できないところになりますので、そういった調査については難しいかと考えています。

以上です。

【里村会長】 よろしいですか。

【田村（満）委員代理（北村）】 ぜひ人数だけじゃなくて、数にするとかというのは難しいかもしれないんですけども、困難ケースに丁寧に寄り添っているなどか、そういうことをきつと役所の方は把握してくださっていると思うので、そういう視点でも御検討いただけたらと思っています。

【里村会長】 では、よろしくお願いします。

ほかにございますか。どうぞ。

【岡田委員】 ゆめグループ福祉会の岡田です。

今回の来年度4月からの報酬改定で、たしか相談支援の報酬が31名までと31名を超えて40名までとの間で、40名を超えるとランクが下がるというようなあれがあったと思うんですが、要は40名を超えて相談を行うということがあまり適切ではないと考えられているんだとすれば、その状況を改善するように、もっと下支えするような施策が必要ではありませんでしょうか。

以上です。

【里村会長】 お願いします。

【佐久間障害者支援課長】 障害者支援課長です。

報酬改定の関係なんですけれども、計画相談をつくる件数が40件以上とそれ以下とで報酬が変わってくるという話で、40件以上の報酬が下がる部分についての支援をするべきだと、そういうお話でよろしいですか。

【岡田委員】 はい。

【佐久間障害者支援課長】 実際、そういう形になってどのような影響が出るのかは、まだやっていないので分からないというところで、うちのほうも報酬改定に当たって、どういった影響が出るかというのを、若干ですけれども分析をしているところです。ただ、まだ分析の結果も出ていませんし、実際その辺でどうなるのかが分かっていない中で、どういった支援が必要なのかも含めて、それをやりながら、結果を見ながら検討していくものかと思っております。

以上でございます。

【里村会長】 よろしいですか。

【岡田委員】 よろしくお願いします。

【里村会長】 では、ほかにございますか。

では、出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事（4）専門部会からの報告について

【里村会長】 議事4、専門部会からの報告について、各部会長から令和5年度の活動状況について御報告をお願いいたします。報告の順番ですが、精神部会、地域生活支援部会、就労支援部会、児童部会、権利擁護部会の順をお願いいたします。

それでは最初に、精神部会の平松部会長から御報告をお願いします。

【平松精神部会長】 精神部会の部会長の平松でございます。

資料を御覧いただきたいと思います。精神部会の令和5年度の活動についてです。全体会を3回開催しておりますが、精神部会は3つのワーキンググループを以前よりつくってございまして、グループごとの取組も継続的にやっております。

3グループの中で、1つは地域移行です。特に、長期入院で積極的に治療が必要で入院しているわけではなくて、退院する先がないので病院にとどまっている。つまり、入院期間が非常に長い人たちというのは、ほとんどその部類に入ると言うんです。そういう人たちの地域移行を進めないと、新しく入る方は大体短期間に数か月で退院されます。あとは地域でということになるわけですが、そういうことで、地域移行を進めていく必要があるわけですが、実はコロナ禍でなかなか病院に行っても面会できないとか、そもそも退院に向けて外出、外泊して、地域でどうい生活ができるかを見学しましょうということも難しいとか、そういうことがあって非常に厳しい状況でありますけれども、これは、地域移行を実際にやっているのが相談支援事業所でございますので、区と協力しながらコロナ禍でも取組を進めてきたということで、面会制限、外出制限が大分緩和されてきましたので、今後幾つか、江東区に住んでいらっしゃる方で長期入院になっていらっしゃる方、どこの病院にどれぐらいいるかというのは、ある程度把握できておりますので——割と偏っているんですね、そういう方が行く病院というのは。ということで、そういうところに焦点を当てて取り組んでいこうということで、今後も取組を進めていこうということがございます。

それからもう一つは、これは今年度になって幾つか取組を始めましたが、ピア活動を積極的に進めていく、広げていこうという取組を始めております。ピア活動というのは、ピアというのは当事者、同じ障害を抱えた人たちということですから、全ての障害を持った方が全てピアであるということで、その力を生かしましょうということで、いろんな形の取組があると思います。いわゆる当事者中心のいろんな取組、それは何でもいいんです。ということで、それぞれの事業所が、支援者側がお膳立てをして、はい、いらっしゃいというのではなくて、当事者の人を中心にいろんな取組をもっとやりましょうとか、あらゆること、いろんなやり方があるので、まずそういう裾野を広げましょうということで、ピア交流会を今年度2回行いました。

多分、江東区としては初めてではないかと思っております。ピア活動自体は、それぞれの事業所で、それぞれ工夫して以前からやっていたわけですが、事業所を超えて当事者の方が集まって交流しましょうというのは。いずれは、江東区内の当事者の会みたいな形にもなってくればなとも思っていますが、もう一方で、そういうピア活動、交流をする中でピアサポーターという、それを仕事として、同じピアの立場で、同じ障害がある方の相談とか、関わるということで、制度的に積極的にやっというここと、事業所にそういう方を配置すれば加算もつくということもございますが、それだけではなくて、当事者の立場でもっと積極的に当事者を支援するピアサポートという制度がございますので、これをいずれは江東区内の精神障害の方が利用している事業所、どこにでもそういうサポーターがいるのが当たり前みたいな、そういうことをできれば目指していきたいということがございます。

江戸川がそういうことを取り組んでいますので、まずそういう講習を、そういうことがあるんだしたら自分も講習を受けてみよう、講習を受けて、仕事として、当事者の立場で当事者の支援、相談をやろうというような人を育てようということで、多分次年度から、そういう講習を受ける方というのが、一応希望している方が数名いらっしゃいますので、そういう活動を引き続き進めていきたいということがございます。

もう一つは事例検討、これは精神部会だけではなくて、ほかの部会とか、あと先ほど紹介ありました総合支援法の改正で、自立支援協議会の役割自体にも、そういうケースに基づいてということが言われていますので、その取っかかりという形で、精神部会でまずそういう検討をやりましょうということで、今回、今年度1回やります、次年度以降も、もう少し定期的に進めていこうということを予定しております。

そういう形で、引き続き次年度もこの3つのワーキンググループ中心の活動を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございます。

では次に、地域生活支援部会の高井部会長から御報告をお願いいたします。

【高井地域生活支援部会長】 地域生活支援部会部会長の高井です。よろしくお

願います。

地域生活支援部会では、今年度3回の部会を開催して、それ以外に交流会を新たに、去年から始めているんですけども、それを1回目が12月14日に行いまして、2回目が今週3月14日に、昼の部と夜の部に分けて交流会を開催していくということで進めております。

検討テーマとしては、ここにも書いてあるんですけども、地域生活拠点についてということで、2年を通して検討していこうということで進めております。地域生活拠点、江東区のほうでも、今、基幹相談支援センターができていくということにはなっていますけれども、それだけでは十分ではなくて、地域の支援を支える全体的な、重層的な支援を今後進めていくということになるので、地域生活拠点を進めるのがすごく大事になってくるんじゃないかということで、地域生活支援部会が今検討しております。

その中で、前回、2月2日には、相談支援主任ネットというのがありまして、主任の相談支援専門員の集まりがあるんですけども、そこでの資料を基に、前回は地域生活支援拠点の現状と課題ということで、これは社会保障審議会の障害者部会での報告書の抜粋を見て、その中に、地域生活支援拠点等について形式的な整備が目的化している場合があるということもあって、江東区にとっても、江東区の地域に合わせたというか、地域性に合わせた地域生活支援拠点の必要性があるんじゃないかということで、部会の中で今検討を進めております。

来年度も同じように、地域生活支援拠点について検討を進めていくということにしておりますので、引き続き検討を進めていきます。よろしく願います。

【里村会長】 ありがとうございました。

では次に、就労支援部会の青柳部会長から御報告をお願いいたします。

【青柳就労支援部会長】 就労支援部会の青柳と申します。よろしく願います。

資料4の7ページを御覧いただければ、よろしく願います。部会は今年も3回、7月、10月、2月に開かせていただきました。部会の構成も、若干部会員の名簿がプラスになっています。地域の就労系の事業者の方に加わっていただきました。

内容は、1回目の検討内容を見ていただくと、10時間以上から20時間未満の

勤務、これも国の政策が少し変更して、短い時間も勤務、カウントに入るようになりましたので、こういうところの話、あるいは就労者と御家族の関わりについて、あと作業所や事業所における工賃向上に向けた取組を中心にお話を進めております。

その中でも、3回ともそういう意見の部会の検討をしたんですが、間に就労支援担当者会議を9月に行いました。これは、実際に工賃向上に向けた取組をしているということで、実際に向上に取り組む東京都の共同受注窓口の方に来ていただいて、講演会というか情報提供をいただきました。ここからB型の作業所の方にもかなりここに集まっていただいて、今、共同受注の担当者会議なるものを定期的に何回か開かせていただいて、区内のあるB型の作業所の工賃を何とかして上げたいなというところで、共同受注できないかというところで、今検討が始まっているところです。まだまだどういふふうに進んでいくか分からないんですが、取りあえずそういう窓口ができたことは前進かなと思っています。

最後に、第3回の会議、定例会には、就労しているとなかなか、計画相談に入っていない方がほとんどなんです。御本人も働いている、働いている方も50、もしかしたら60に近くなってきていると、御両親あるいは御家族がいないとか、あるいは高齢になって病気がちになっているなどという方がたくさん出てきているんですが、そういう人たちはいろんな福祉サービスを利用していない方が多いので、ぜひそういう人たちの、今後、相談支援を实际やっている方にも来ていただいて、いろんな形で情報提供ができたかなと思っています。来年もまたいろんな方、就労系の作業所の方、あるいは企業の方にも、ハローワークの方とか、学校の進路の先生とか担当の方など、たくさんの皆さんに集まっていただいて、就労者の支援、定着支援、あるいはこれからの生活の幅を広げるための会議、部会の活動をしていきたいなと思っています。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

では、次に児童部会ですが、田村部会長が欠席のため、北村副部会長から御報告をお願いいたします。

【北村児童部会副会長】 原稿を預かっておりますので、代読させていただきます。

令和5年度の児童部会の活動について報告いたします。今年度は、部会全体会と

テーマに応じたワーキンググループの二本立てで活動してまいりました。全体会は、令和3年度、4年度とコロナ禍で開催できなかったため、3年ぶりの開催でした。ワーキンググループは、昨年度に引き続き、発達障害児ワーキング、家庭支援ワーキング、医療的ケア児ワーキングの3つのグループで活動を行いました。ワーキングは、それぞれ年1回のミーティングを行い、加えてワーキング内の小規模な活動を適宜行いました。

発達障害児ワーキングは、江東区立学校における発達障害児支援の現状について、江東区特別支援教育アドバイザー、櫻岡先生より「学校における発達障害への理解を深めるための教員教育について」というタイトルで御報告いただき、教育現場における実情や課題、それに対する取組について情報共有いたしました。

また、発達障害児支援における保護者支援のキーパーソンであるペアレントメンターについて、令和5年度より東京都が養成を行わなくなったことから、江東区における今後のペアレントメンターの養成や活用について議論しました。

ワーキングから派生した取組として、本区では初開催となる発達障害のあるお子さんの保護者交流会を実施し、区内在住のペアレントメンター2名の参加の下、16名の保護者に御参加いただき、悩み事や自身の経験等について情報交換を行っていただきました。

次に、家庭支援ワーキングでは、「機関連携が必要な事例について」をテーマに事例検討を実施いたしました。家族が家庭内暴力や経済的能力の低下、精神疾患、日本語によるコミュニケーションの困難などの課題を抱えていることで、本人の支援に困難が生じている事例について意見交換を行い、課題のあぶり出しなどを行いました。

医療的ケア児ワーキングでは、支援の現場からの活動報告や、区内施設における受入れ状況の報告を行ったほか、昨年度部会から提言のあった、医療的ケア児の支援情報を分かりやすく有益な形態で発信するということにつきまして、医療的ケア児支援ガイドブック発行という形で実現することが報告されました。

また、ワーキングとは別に児童部会の活動として、児童通所事業所連絡会を4年ぶりに開催いたしました。児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所54事業所が参加し、困っていることや各事業所における支援方法について意見交換を行いました。

児童部会全体会では、ワーキングの活動報告と児童部会の課題の整理を行いました。課題については、ペアレントメンターの養成や複合的な相談を受ける機関、ライフステージの転換期における支援の継続についてなどが挙げられました。詳細は資料掲載のとおりです。引き続き、これらの課題に対して、来年度以降も取組を行っていきたいと考えております。

報告は以上となります。

【里村会長】 ありがとうございます。

では次に、権利擁護部会の山口部会長から御報告をお願いいたします。

【山口権利擁護部会長】 権利擁護部会の部会長の山口です。よろしくお願いいたします。

資料は、13ページに令和5年度権利擁護部会の会議報告という形でまとめております。年間では5回の部会を開催、それと研修会を1回、3月に実施したという計画どおりの進め方をしております。

まず、第1回目は、6月29日に江東区地域自立支援協議会が開催され、その翌日の6月30日に権利擁護部会を開催、正副部会長を選出しスタートしております。自己紹介に続き、本年度の検討テーマについて意見交換をしております。

第2回目の部会は8月25日に開催しました。令和6年4月1日から実施される障害者差別解消法の改正について、部会としても改正の内容を理解しておく必要があることから、障害施設課の小池係長にお願いしまして、障害者差別解消法の改正の概要について説明を受け、意見交換をしております。そのあとは、6月29日開催の自立支援協議会の会議内容の報告をいたしました。その次に、年間を通しました研修会のテーマについて、意見交換をしております。

第3回目の部会は10月20日に開催しました。ここでは障害者の虐待についての事例研修、事例報告ということを中心に、説明と意見交換をいたしました。障害者虐待の事例につきましては、守秘義務の問題もありますので説明資料は回収いたしました。今後の研修会のテーマについて意見交換しております。この研修会というのは、毎年、年明けの3月に開催する研修会について、少し早めなのですが、3回目の部会から詳細を詰めていくという打合せ会を行っております。

第4回目の部会は12月25日に開催しました。議題としましては、基幹相談支援センター機能検討ワーキンググループの報告ということで、会員に報告しており

ます。

それから、3月に開催予定の研修会の持ち方につきましては、1つは差別解消法の改正につきまして、改めて研修会で取り上げて改正内容の説明をする。それから、研修会2つ目のテーマについて、各施設の若手支援員さんで比較的早期に辞めていく方も結構いらっしゃるということがあります。そのような状況は、支援員さんの心の問題でしょうか、労働対価の問題でしょうか、「いらいら」だとか、「もやもや」ですとか、話し相手が少ない、そのような状況もありまして、若手支援員さんを対象とした研修会を開催したらどうかということで話合いが進められ、おおむねその方向で開催するというので、第4回の部会は終わっております。

それから、第5回目の部会は令和6年2月16日に開催しました。翌月開催の研修会のありよう、持ち方ということを中心に打合せをしております。その打合せ内容を基に3月6日、つい先日であります、障害者差別解消法の改正研修と、それから支援員さんの施設間交流会という内容で開催いたしました。実質的には26名の参加でしたけれども、そのうち25名の方からアンケートも頂戴しております。

この研修会のときに初めての方もいらっしゃるのかもしれませんが、差別解消法の改正について、改めて正式に話を聞いたということで、よかったというアンケートもありました。それから、施設間支援員の交流会のアンケートですが、良かった、あるいは知らない人と会えたということと、研修時間が短かったのですが、非常に和気あいあいという雰囲気の中で、息抜きも含めた交流になったと思っております。アンケートからは、このような機会があればまた参加したいという意見も多かったと思います。

このような職場を超えた交流会というのは、権利擁護部会としては、引き続き検討を続けて、もう少し範囲が広げられるのかどうか、あるいはもう少し内容的に踏み込んだ打合せができるかどうか、このようなことを課題として、1年間終了いたしました。

私からは以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございます。

今、各部会から報告をいただいたわけですが、何か御意見とか御質問があればお願いいたします。

では、特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事（５）その他

【里村会長】 議事５、その他について、事務局より説明をお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 では、議事５、その他ということで、幾つかありますが、まず１つ目、令和６年度、来年度の江東区の予算案についてということで御説明をさせていただきます。

江東区予算案から障害者施策に関わる部分につきまして、お手元の資料５になります。令和６年度江東区予算案～主な事業の紹介～（抜粋）、こちらの資料を用いまして、計画案の御説明の中で触れなかった事業で主なものについて御説明いたします。

まず、資料５の１ページを御覧ください。個別避難計画推進事業についてです。災害時に自ら避難することが難しい避難行動要支援者の中でも、特に優先度の高い重度障害者につきまして、障害福祉サービス事業所等の福祉専門職の協力により、個別避難計画の作成を進めるものでございます。福祉専門職が参画することで、自主防災組織では作成が難しいケースにおいても、対象者本人の状況を踏まえまして、実態に即した個別避難計画が作成できるものと考えてございます。

なお、進め方などにつきましては、１１月になりますが、事業開始に向けて、今後、防災課のほうと調整をしております。

次に、２ページを御覧ください。医療的ケア児等支援事業についてです。これまでの支援ガイドブックの作成や連携会議の開催に加えまして、医療的ケア児の保護者などの孤立防止、育児不安を軽減するため家族交流会を開催するもので、医療的ケア児等コーディネーターと連携した取組は、２３区では初となります。

交流会では、保護者間の意見交換会のほか、行動制限のある医療的ケア児やそのきょうだい児の体験格差を解消するため、プラネタリウムや映画鑑賞会、こういったものの開催を予定しているところでございます。

次に、４ページを御覧ください。障害者グループホーム整備事業についてです。牡丹三丁目の旧江東通勤寮跡地に、本区初の重度障害者も入居可能な日中サービス支援型障害者グループホームを民間事業者が整備するものでございます。整備運営事業者は公募プロポーザルにより選定いたしまして、令和６年度に着工、令和８年度に開設を目指します。

次に、5ページを御覧ください。障害者常設販売コーナー店内出店事業についてです。区役所2階の売店「るーくる」に、パソコン等で遠隔操作できる分身ロボットを設置いたしまして、重度障害者等が自宅で商品説明や接客等の業務を行うことのできる環境を整備し、障害者の就労機会や社会参加を促進いたします。

そのほか、障害者施策に関わる新たな取組、そして拡充につきましては資料を御参照ください。

簡単ではございますが、令和6年度江東区予算案の説明は以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

今の御説明に何か御意見や御質問はありますでしょうか、お願いいたします。

平松委員、お願いします。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松ですけれども、別に今の件というわけではないんですが、その他ということで、何点かあります。

1つは、これは事務局にお伺いしたいんですが、基幹相談支援センター、6年度という予定だと思っておりますが、現在どういう進捗状況かというのを教えていただきたいというのが1点でございます。

【小林障害者施策課長】 障害者施策課、小林です。

基幹相談支援センターの開設につきましては、令和7年度を予定しております。7年度の第4四半期になりますので、基本的には、開設する場所は障害者福祉センターの大規模改修が終わった後ということで予定しておりますので、実質的には令和8年に入ってからなのかなというところでございます。

自立支援協議会の専門部会の皆様にもワーキング等に何名か参加していただいて、今年度、何回か実施させていただいたところです。いろいろ御意見を頂戴しているところですので、どういう運営形態がふさわしいのかということ、今、区のほうでもいろいろもんでいる状況です。

以上です。

【平松委員】 ありがとうございます。

次に、資料7に江東区地域自立支援協議会の運営についてということで出ておりますが、総合支援法の改正に伴ってということでしょうけれども、協議会の役割が今まで以上に非常に重要になってくるのかなと。この協議会は、どちらかということ区に対する要望ないしは質問で終わってしまうことが多いのかなと。でも、ここに

書かれているとおりに、地域課題をいろんな委員の立場それぞれから検討してとか、そういう機能をもっと強化しないといけないんじゃないかということを考えております。任期は3月で終わりですので、次期の自立支援協議会、例えば構成等を変える必要はないのか。構成は今までどおりでも運営の仕方を変える必要とか、そういうことが必要かなということもございます。

一例を挙げると、例えば就労支援部会の報告がありましたけれども、来年度から就労選択支援というのが入ってきます。これは非常に大きな変化だと思うんです。というのは、圧倒的にB型を利用されている方が多い。だけど、本当にB型で、そこで頑張っていればそれでいいんですかと。江東区ではないんですけれども、一部の私の知っている地域だと、B型で頑張って、そこで仕事の主力メンバーになってくれているから、そこは卒業して一般就労したいんだと言っても止められると。実は、その法人は医療法人と社会福祉法人なんですけれども、一体となってやっているんです。そうすると、主治医のほうからも、そこで頑張らなさいよと言われてなかなか辞められない、どうしたらいいんでしょうというような、直接そういうケースを私は担当したことがございます。それは抗議して、そっちの都合で引き留めるのは駄目でしょうということで何とかなりましたけれども、そういうケースがまだ散見されているということも1つの理由だと思っております。

ただし、B型を利用する前に、令和7年度からB型利用を希望する方は全てこの選択支援をやってからだと。それ以降、順次、A型も、移行も、まず選択支援で何が適切かということ客観的にきちっとアセスメントして一般就労へとか、A型、B型とか、それを客観的にアセスメントすることと御本人の希望と、この2つを重視してやろうということだと理解しております。こういうことを江東区でどうしていったらいいのかということ自立支援協議会で議論しなくていいのかと。例えば、一例を挙げればそういうこと。ほかの例でも幾つかありますけれどもということです。

それからもう一つは、庁内の連携、これをもう少しちゃんとやっていただきたいというのがあります。例えば、自立支援協議会では、障害福祉計画推進協議会ですか、それは年に数回やってそれなりの議論もされているけれども、それ以外のところ、例えばおあしす福祉会で居住支援法人というのをつくりました。江東区の居住問題ですね。これは、精神だけじゃなくて住宅確保要配慮者が対象で取り組んでい

こうと。江東区には居住支援協議会というのがあります。住宅課が担当しています。そこに参加させてくれと要望したんですけれども、断られました。会議は年に1回だけ、傍聴もできません。1年後に簡単な議事録が出るだけ。議論された形跡はほとんど何もないんです。

そうしますと、住まいの問題というのは、この計画にも入っていますけれども、住宅課と連携してやらないと駄目でしょうと。私どもともう1か所、居住支援法人、生涯現役ハウスという名前ですけれども、直接、要配慮者に対する支援もするし、必要な場合には、貸す側の大家さんとか仲介業者からの、こういうことが困っているとか、そういうのもちゃんと仲介していく、間に入ってということ、直接区内で、直接支援をやっているのはその2か所だけしかありません。だけど、住宅課のほうは居住支援法人で1つ入っているから、それは全都的に展開しているけど、直接支援は全然何もしていないところです。新しくできたから、それもみんなというわけにはいきませんというような、そういう理由ですね。それで、2年たちましたけど、いまだに入れない。これでいいんでしょうかという問題。

もう一つは、精神に関係して、精神医療福祉連絡協議会ですか、協議会がございませう。これは、にも包括が中心になって検討する場という位置づけになっていると思うんです。ところが、2年前から私はそこの委員になりました。2回出ました。この協議会も1年に一遍しか開催されない。それから、そこのメンバーも1年で替わることが結構ある。そうすると、自己紹介ぐらいで何の議論もなく終わっている。要するに、アリの的に開催しましたというだけになっているんじゃないでしょうかということがあります。

その点に比べれば、障害福祉計画だとか自立支援協議会は議論が大分されていると思うんですけれども、もっと活発に協議会として議論する。行政の質問も必要でしょうし、要望もあっていいでしょうけれども、それだけじゃなくて、協議会として江東区の障害福祉をどうしていくんだということをもっと検討したり、相談したりする必要があるのではないかという意見を、障害福祉計画推進ではなくて最初につくるとき、制定協議会ですか、その時点から私はたまたまずっと参加しておりますけれども、そういう意見をずっと持っているんです。

ということで、今回、全体としては地域との連携というのが非常に強調されている改定だと思っております。なので、そういうことを進めていくためでも、協議会

としても、積極的なディスカッションが行われたらなと思っております、次期の協議会では、そういうことはやっていただければと思っておりますという、最後なので意見です。特に御返答は要りません。

【里村会長】 ありがとうございます。

事務局のほうから何かありますか。

【小林障害者施策課長】 障害者施策課の小林です。

区が持っている様々な協議会について、実際に精神のところは、委員からもあったとおり、委員もメンバーになっていらっしゃるんで、私も同席させていただいて同じ御意見を頂戴したところなので、例えば、居住支援協議会とかは障害者施策課長もメンバーに入っておりますので、引き続き情報共有、それからいろんな連携を深めていくことは大事なことだと思っておりますので、取組はきちんとやっていきたいなと思っております。

あと、自立支援協議会の在り方というか、来年度の法改正を受けてというところは、後ほど資料を使って再度御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

ほかに何か御意見。青柳委員、どうぞ。

【青柳委員】 のびのび福祉会の青柳と申します。

先ほど区で予算でグループホームの整備事業というのがありました。1,694万円。この次の資料6のグループホームの整備というところに関連することなので、そのときもしかしたら言われるのかもしれないんですけども、この予算というのはどこまでの予算なんでしょうか。今年度に関しては設計料ぐらいの感じなのか。6年度、7年度と竣工されて、8年度には開設ということになるので、1,700万円弱のお金が何に当たるのかだけ教えていただければいいかと思っております。

【里村会長】 お願いします。

【小林障害者施策課長】 予算の内容ですけれども、大半が補助金になります。設計料がどうのこうの、工事費がどうのこうのということではなくて、これはあくまでも民間の事業者さんが民設民営で経営していただくというスキームになりますので、その整備あるいは運営していただく事業者の方への補助金ですとか、あるいは

は、今回こちら、都有地を区が一旦お借りして事業者さんのほうに貸し出すという形になりますので、その借受料、それから都有地を借りるに当たっての保証金、これを都のほうにお支払いをしないといけないので、その辺りのお金が大半になります。

以上です。

【里村会長】 よろしいですか。

どうぞ。

【田村（満）委員代理（北村）】 資料5の1ページ目にあります福祉専門職が個別避難計画の作成に参画という事業について御質問いたします。かねてから要望していたので、実現することになって大変うれしく思っております。

中身についてお伺いしたいんですけども、まず現状・背景のところ、国のガイドラインの改定で、おおむね5年程度で作成に取り組むと。優先度の高い避難行動要支援者についてはおおむね5年となっていて、事業内容のところ、まずは浸水想定のある地域の重度障害者等を対象としますと書いてありまして、これ、5年のうちの最初の1年目がまずはということになって、残りの4年で浸水想定でない地域であるとか、重度でなくても、例えば家庭的にシングルマザーで障害児2人育てているおうちと違ってよくあるものですから、そういうところとかに随時広げていくのかですとか、国のガイドラインでは相談支援専門員、介護保険のほうはケアマネさんになっていて、障害児・者のほうは相談支援専門員というふうに職種が書かれていたと思うんですけども、ここが福祉専門職となっているので、先ほど来、相談支援のセルフプラン率が高いということで、相談支援専門員が足りてないのかなと思っているので、相談支援専門員以外のマンパワーを想定しているのかですとか、あるいは防災ということ、福祉の制度に関しては詳しいけれども、防災の知識に欠けるというか、その辺がまだこれからという方たち向けに、防災についての研修をまず区のほうでやるとか、そういうことが最初の半年間に予定されているのかですとか、予算額の177万円というところにきつとその辺が積算されているのかと思いますので、詳しくお伺いできればと思います。

【里村会長】 ありがとうございます。

では、事務局、お願いいたします。

【佐久間障害者支援課長】 障害者支援課長です。

個別避難計画の関係で、取りあえず取組の1年目ということで、まずはという形で記載してありますとおり、浸水想定の水害を中心にやっ払いこうという考えが防災課との調整の中でありまして、浸水想定のある地域、かつ、その中で重度障害者の方という形で、そこは取り組んでいくという形になっています。

優先度の高い重度障害者の方というのはどういう方かという、基本的には身体障害者手帳の肢体不自由者の方1、2級、あと視覚障害、聴覚障害の1、2級、愛の手帳の1、2度、障害の関連でいうと、この方たちがまず優先度が高いだろうというところで、その中で浸水地域に住まわれている方をまず1年目に取り組んでいくという形で考えていると聞いております。

それと、福祉職につきましては、基本的には相談支援専門員を中心に考えてはいますけれども、今お話がありましたとおり、相談支援専門員自体が足りないという中で、例えばなんですけれども、優先度の高い方に携わっている、例えばヘルパーの方ですとか、そういった方たちについても策定できるような形で、11月の実施に向けて、4月から10月まで半年間、調整する時間がありますので、その中で検討、調整を防災課のほうとしていきたいなと考えてございます。

ちなみに、個別避難計画の調査の内容になりますけれども、そのもの自体、御覧になっているから分かっているかと思うんですけれども、一応お話ししますと、例えば建物の状況ですとか、本人が例えば車椅子を使わなければ逃げられないですとか、寝たきりの状態ですとか、実際に見た感じで分かるもの。だから、防災の知識というのは、そんなには必要ないのかなというところで、福祉にしか携わってこられなかった方にでもつくれるような形にはなるのかなと考えています。

当然そういったところの聞き取りのポイントですとかにつきましては、防災課のほうから、研修ないしそういった形のお願いする形のを設けていくのかなと、そこら辺の調整もしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございます。よろしいですか。

では、ほかに何かございますか。

では、御意見、出尽くしたようですので、次の説明をお願いいたします。障害者グループホームの整備についてです。

【三浦施設整備担当係長】 障害者施策課施設整備担当の三浦と申します。私よ

り、障害者グループホームの整備について御説明いたします。

資料6を御覧ください。区では、牡丹三丁目における障害者グループホームの整備について、事業者の募集、選定を行いました。

1の概要を御覧ください。募集期間といたしまして、令和5年9月25日から令和5年11月30日までを募集期間といたしました。その後、区のほうで審査を行いまして、令和6年1月30日に選定委員会にて整備事業者を選定いたしまして、令和6年2月28日に東京都との協議を完了いたしまして、事業者決定を行いました。

2の整備事業者です。選定された事業者は、社会福祉法人睦月会となります。事業実績といたしまして、法人全体で45事業を実施しております。また、本区においては、障害者支援施設「Up to You 塩浜Living」及び放課後等デイサービス「療育支援ルーム ボンデイ」を運営しております。

3の整備概要について御説明いたします。所在地は、江東区牡丹三丁目25番6号。江東通勤寮がもともとあった場所になりまして、敷地面積は811.38平米になります。土地の所有者は東京都となります。この土地を区が東京都より借り受け、事業者へ転貸をいたした後に事業者が整備、運営を行います。

裏面を御覧ください。4の施設概要についてですが、まず、(1)障害者グループホームについては、サービス形態を日中サービス支援型といたします。定員は20名となります。入居の対象者は、行動障害のある重度の知的障害者や身体・知的障害の重複障害者等で、主に障害支援区分5から6程度の者といたしまして、医療的ケアを要する重度障害者も受入れを行います。そのほか、短期入所については、定員3名で併設を予定しております。

5の今後のスケジュールですが、令和6年度半ばまでこれは事業者によりますが設計を行います。また、令和6年5月に整備補助について東京都への協議を行います。内示が出た後に事業者によって入札を行い、ゼネコンを決めた後、令和6年度中に着工いたしまして、1年と少しの期間、工事を行った後に、令和8年度4月の開設を目指して工事を進めてまいる予定です。

私からの説明は以上になります。

【里村会長】 ありがとうございました。

何か御意見や御質問があればお願いいたします。どうぞ。

【岡田委員】 ゆめグループ福祉会の岡田です。

こちらの施設の概要で日中サービス支援型とありますが、そうしますと、完成した場合には、そこに入所した方というのは、このグループホーム内で日中サービスを受けるということになりますでしょうか。

【里村会長】 お願いします。

【小林障害者施策課長】 障害者施策課長、小林です。

入所される方の状態によるところがあるかと思いますので、同じ施設の中で日中過ごされる方もいらっしゃると思えますし、別途、生活介護の施設のほうに通所される方もいらっしゃるというふうに想定してございます。

以上です。

【里村会長】 よろしいですか。

【岡田委員】 はい。

【里村会長】 ほかにありますか。

御質問も出尽くしたようですので、次の説明をお願いいたします。障害者総合支援法改正に伴う江東区地域自立支援協議会の運営について、お願いいたします。

【小池施策推進係長】 障害者施策課施策推進係の小池と申します。私からは、障害者総合支援法改正に伴う江東区地域自立支援協議会の運営について御説明させていただきます。

障害者総合支援法については、令和4年12月に改正され、令和6年4月より施行されることとなっております。改正内容の中に自立支援協議会に関わる内容がありますので、令和6年度以降の対応について御説明させていただきます。

資料7を御覧ください。1には総合支援法の改正に伴い、同じく令和6年4月より施行される基本指針改正のうち、自立支援協議会に係る概要について記載させていただいております。

まず、協議会を通じた地域づくりについては、個から地域への取組が重要であるとして、総合支援法89条第2項が改正され、これまで協議会の役割について、地域における障害者等への支援体制に関する課題についての情報共有のみが規定されていきました。今般の改正では、障害者等の適切な支援に関する情報共有と明確化されています。

また、第3項から第5項が新設され、協議会は、地域の関係機関等に対し、情報

提供や意見表明等の協力を求めることができること。求めがあった場合には、関係機関は協力するよう努めること。また、個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し守秘義務を課すこととなりました。守秘義務については、本協議会では従前より、個人情報の取扱いに関する規定があり、委員の皆様には、就任の際、承諾書をいただいているところです。

これらの改正を踏まえ、令和6年度以降、本協議会でどのように取り組んでいくかについてですが、本協議会の各専門部会では、既に個別事例の検討を通じて地域課題の抽出に取り組んでいることから、全体会に専門部会から地域課題を議題として提起していただき、議題の解決に向けた地域サービス基盤の整備について協議を行うこととします。これまでも議案提案を行ってまいりましたので、専門部会からの提案として、地域課題を提起していただくことを考えております。

また、現在、全体会の前に開催している部会長会について、部会長の皆様には御負担となりますが、開催回数を増やし、部会長会の中で地域課題を検討し、部会長会として全体会で提起していただくことも想定しております。

なお、地域づくりにおいては、基幹相談支援センターの役割は大きいところですが、地域基幹相談支援センターの開設が令和7年度中であることから、まずは専門部会の取組から課題解決につなげていきたいと考えております。

簡単ではありますが、説明は以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

今の御説明に関して、何か御意見とか御質問はあるでしょうか。改正に伴って自立支援協議会を強化するという時期に立っていますので、委員の皆様からまたいろいろ御意見いただけるといいんじゃないかと思いますが、何かございますか。

高井委員、お願いします。

【高井委員】 高井です。よろしくお願いします。

来年度以降の開催、事例検討を含めて、部会からの課題の抽出は今もやっているんですけども、それを協議会、この場で協議をしていくという方向だと思うんですけども、今、年2回で、今の小池さんのお話だと、部会長会議をちょっと増やしていくという方向なんですか。それとも、この協議会自体を増やすのか、それはどっち。両方増やすのか。確かに、増えれば大変だしというのは、現実的にはあるかもしれないんですけども、2回では少ないのかなと思っている部分があるのと、

もうちょっと積極的な検討、議論がしやすい場というのにも必要かなと思っているので、それが部会長会議なのか、この協議会の本会なのかというのは、今、検討していることがあれば教えていただきたいなと思います。

【里村会長】 お願いします。

【小池施策推進係長】 障害者施策課施策推進係の小池です。

いただいた御意見についてなんですけど、今現在、6月と、2月か3月ぐらいに年2回という形で開催しているところなんですけれども、その中で、一定の結論を出すということはなかなか難しいのかなと考えております。部会長会、副部会長も含めて、もう少し開催頻度を増やして、全体会に上げる前の段階で、部会長会の中である程度議論ができたらいいなと考えております。その議論を経たものを全体会の場で議論できれば、より深められるかなと考えております。

ただ、回数を増やすと、どうしても部会長、副部会長の皆様には御負担をかけることになると思います。この間、コロナとかでZ o o m開催とかも何回かやっておりますので、開催方法も含めて、負担のないような形で、ただ、回数も増やすことを検討していけたらなと思っております。

以上です。

【里村会長】 部会長会の在り方なんかについても、少しいろいろ工夫をしていただいて、負担のない範囲で、ぜひ頻度を上げていかれたらと考えてはいますが、いかがでしょうか。

平松委員、どうぞ。

【平松委員】 おあしす福社会の平松です。

先にある程度意見を言わせていただいたので、今の点に限ってですが、どこかで議論する場がないと駄目だろうと。まず、部会長、副部会長で会議をやって、取りあえずそこで検討して、それを全体に諮る、提案すると、そういうふうにしていくのが現時点では一番現実的で可能なのではないかなと。それに伴う部会長、副部会長の多少時間的な制約はあるかも分からないけれども、それはその役目だと思って頑張っただけ参加してもらえないかなと、率直にそう思っているので、あまりその辺は気にされないでやっていただいでよろしいかと思っております。

【里村会長】 ありがとうございます。

ほかに何かありますか。

では、一応意見も出尽くしたようですので、これでこの議題については終了させていただきます。ほかに何か全体的に御意見とか御質問があれば。もう最後になりますが。

〔 閉 会 〕 午後3時00分

【里村会長】 では、以上で本日の議題を全て終了いたしました。

委員の皆様におかれましては、貴重な御意見を多くいただき、ありがとうございました。地域自立支援協議会の委員の任期は2年となっております。来年度も引き続き障害者の支援充実に向けて、それぞれのお立場から御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

来年度の協議会の開催日程は、決定次第、御連絡させていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

— 了 —